

**届書の書き方**

届書は、黒インクのペンまたは黒のボールペンで、文字を略さずに、ていねいに書いてください。

届出する年月日と市区町村名を書いてください。

**婚姻届**

令和 7 年 7 月 31 日届出

川崎市〇〇区 長 殿

午前・午後 時 分 受付

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日
第 号	第 号
送付 令和 年 月 日	長 印
第 号	
書類調査	戸籍調査
記載調査	調査票 附 票
付 票	付 票
通 知	通 知

(1)	夫になる人	妻になる人		
	サイワイ タロウ 氏 名 幸 太郎	ミヤマエ ハナコ 氏 名 宮前 花子		
(2)	住 所 (住民登録をしているところ)	住 所 (住民登録をしているところ)		
	川崎市川崎区〇〇2丁目 3番5-201号 マンション名等 ΔΔマンション	川崎市中原区〇〇町 1234番地 マンション名等		
(3)	本 籍	本 籍		
	川崎市多摩区〇〇5丁目 20番地	〇〇県〇〇市〇〇町 345番地		
(4)	父母及び養父母の氏名	父 幸 一 続き柄 三男	父 宮前 正 続き柄 長女	
	父母との続き柄	母 春子	母 桜	
	養父	続き柄 養子	養父	続き柄 養女
	養母	続き柄 養子	養母	続き柄 養女
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍(左の☑の氏の人だけがすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 川崎市川崎区〇〇2丁目3番		
	同居を始めたとき	〇平成〇〇年〇月〇日 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)		
(6)	初婚・再婚の別	☑初婚 ☐再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日)		
	同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯		
(8)	夫妻の職業	(国勢調査の年…令和7年…の4月1日から翌年3月31日までに雇用をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業		
	その他			
届 出 人 名 (※押印は任意)		夫 幸 太郎	妻 宮前 花子	
事件簿番号		住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日		
連絡先		電話 044 123 4567 090 123 4567 自宅・勤務先 [ ] 携帯 [ ]		

婚姻届と同時に住所変更届出をする場合は、新住所を書いてください。

どちらの氏を選ぶのか、必ずチェックしてください。

いわゆる消せるボールペンで書かないでください。

**記入・届出の注意**

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
届書は、1通でさしつかえありません。  
令和6年3月1日から、本籍地でない役場に提出する際に、用意していた戸籍全部事項証明書(戸籍とう本)等が原則不要となりました。ただし、コンピューター化されていない戸籍の場合は、戸籍添付を省略することができますが、従来通り本籍地にて戸籍全部事項証明書(戸籍とう本)をあらかじめ用意してください。  
虚偽の届出防止のため、届出人の本人確認を実施しています。運転免許証やパスポートなど、本人確認ができるものをご持参ください。  
なお、本人確認資料をお持ちでない方でも届出はできますので、窓口にお申し出ください。  
この届は、土曜日・日曜日や祝日など役所の閉庁日でも届け出ることができます。  
閉庁日には、宿直がお預かりしますが、書類審査ができませんので事前に戸籍担当にご相談ください。  
外国籍の方の届出には、別途必要な書類がありますので事前に戸籍担当にご相談ください。  
(☐には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。)

証人は、この婚姻の事実を知っている18歳以上の人であれば、親族でも、それ以外のどなたでもなることができますが、二人必要です。(民法739条)

証 人	
署 名 (※押印は任意)	多摩 幸太郎 高津 和子
生 年 月 日	〇〇年〇月〇日 〇〇年〇月〇日
住 所	川崎市宮前区〇〇2丁目 3番地 2号 川崎市麻生区〇〇7丁目 9番 1.3号
本 籍	川崎市宮前区〇〇2丁目 3番地 神奈川県〇〇市〇〇町 2031番地

証人の署名欄は、必ず本人が自署してください。  
押印する場合、同姓でも異なる印鑑を使用してください。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に変えて地域を記載することができます。  
1 台湾  
2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

新しく戸籍が作られる場合のみ、婚姻する二人の新本籍を書いてください。

外国人と結婚する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。  
内縁のものはふくまれません。

届出人の署名欄は、必ず本人が自署してください。  
押印する場合、同姓でも異なる印鑑を使用してください。

(参考)川崎市ホームページ「婚姻届」  
<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000037159.html>

◎署名は必ず本人が自署してください。

この届は、閉庁日(土曜日・日曜日および祝日)でも届け出ることができます。  
閉庁日の受付窓口は、区役所の守衛室になります。

※戸籍全部事項証明書(戸籍とう本)等の添付は、令和6年3月1日から原則不要となりました。  
ただし、コンピューター化されていない戸籍の場合は、戸籍添付を省略することができないため、従来通り本籍地にて戸籍全部事項証明書(戸籍とう本)を取得して、届書に添付してください。

日中連絡のとれる電話番号をご記入ください。